

## もとぶ物価高騰対策商品券事業登録店舗募集要項

### (目的)

第1条 この要項は、町民向け商品券の発行等に関し、もとぶ物価高騰対策商品券事業実施要綱に定めるもののほか、登録店舗及び換金等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者において、町内に本拠を置き事業を行う法人または個人とする。ただし、前項の目的を鑑み、町長が本事業において小規模事業者として認める者も含む。
- (2) 飲食事業者 町内において飲食事業を営む法人または個人をいう。
- (3) 店舗 小規模事業者が町内で営業を行う店舗及び飲食事業者が町内で営む飲食店のうち、当該店舗が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食を主たる目的としている飲食店をいう。

### (事業者の要件)

第3条 小規模事業者及び飲食事業者の要件とし、次の各号に掲げる事業者を除くものとする。

- (1) 本部町暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第1号及び第2号の規定する者。かつ、暴力団関係者、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。
- (3) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なう者。

### (登録店舗の申請)

第4条 特定取引を行う店舗の登録を希望する小規模事業者及び飲食事業者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) もとぶ物価高騰対策商品券事業登録店舗認定申請書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 前号に記載した預金口座の預金通帳の写し
- (3) 飲食業者においては、食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し

2 登録店舗の申請期間は、本要項の施行日より令和9年1月29日までの間とする。

(登録店舗の承認)

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、登録店舗として認定し、もとぶ物価高騰対策商品券事業店舗登録証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(変更の報告)

第6条 登録店舗の承認を受けた小規模事業者及び飲食事業者は、申請の内容に変更が生じたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(商品券の換金手続等)

第7条 第5条により店舗登録の承認を受けた登録事業者が商品券の換金を請求するときは、本部町企画商工観光課にて次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 商品券換金請求書(様式第3号)
- (2) 使用期間中に登録店舗にて使用された商品券
- 2 商品券裏面の登録事業者と商品券換金請求書記載の登録事業者が異なる場合は換金を行うことができない。
- 3 換金の方法は、登録事業者の指定する口座へ振込の方法による。口座振込は木曜日とする。ただし換金の申出は口座振込を希望する振込日から起算して9営業日前までに行わなければならない。
- 4 登録事業者は令和9年2月26日までに換金の請求を行わなければならない。

(商品券の使用範囲等)

第8条 商品券は次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することは出来ない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (3) プリペイドカードやビール券、商品券、図書券等換金性の高いものの購入
- (4) 国や地方公共団体に対する支払(税金、水道料金等の公共料金等)
- (5) その他町長がこの商品券の発行趣旨にそぐわないと認めたもの
- 2 商品券の使用期間は、町長が定めた日から令和9年1月31日までの間とする。
- 3 使用された商品券の券面金額の合計額が提供された商品等の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

4 商品券は、交付された本人又は代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

(登録事業者の遵守事項)

第9条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録事業所であることが明確になるよう、町から提供されたポスターを掲示すること。
- (2) 商品券の使用を特段の事情が無く拒んではならないこと。
- (3) 商品券の交換及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 商品券を受けた際は、商品券裏面の指定欄に登録事業者名を記入又は捺印により表示することとし、既に捺印等がある商品券は受け取らないこと。
- (5) 商品券の偽造等により不正使用の疑いがあるときは、商品券の使用を拒否するとともに、速やかに町に報告すること。
- (6) 商品券の使用を見込んで、通常より高価格を設定しないこと。
- (7) 使用済みの商品券を換金せず、他の登録店舗で使用しないこと。
- (8) 商品券の使用に際し、苦情や紛争が生じた場合、自ら解決に努めること。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止における適切な感染防止対策を講じること。
- (10) 商品券の取扱いに関し、町から改善要請などがあった場合、当該要請に従うこと。
- (11) 町が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。
- (12) 登録事業者の情報(店舗名・所在地・電話番号等)を町広報誌やホームページ等へ掲載することに同意すること。

(承認の取消し)

第10条 町長は、申請内容に虚偽の事実があったとき、又は本募集要項の規定に違反したときは、登録事業者の承認を取消することができる。

2 町長は、前項の規定により登録事業者の承認を取消した場合においては、もとぶ物価高騰対策商品券事業実施要綱11条第1項に基づき既に支払われた金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

この要項は、令和8年3月30日から施行する。